

議案第15号

芽室町保育の実施に関する条例中一部改正の件

芽室町保育の実施に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成24年3月2日提出

芽室町長 宮西 義憲

芽室町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

芽室町保育の実施に関する条例（平成18年芽室町条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 この表の第3階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第4階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 2 この表の第5階層から第12階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第

23号) 附則第12条

- 3 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、2により計算された税額を調整するものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

説 明

子ども手当創設に伴い、平成23年から年少扶養控除等が廃止となり、平成24年度以降の保育料に影響がでることから、従来の控除があると仮定して計算する等により、保護者の保育料負担を抑えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

また、保育料金表における階層区分の説明を加えようとするものであります。

芽室町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				現 行					
別表（第4条関係） 保育料金表				別表（第4条関係） 保育料金表					
階層区分		保育料（月額）		階層区分		保育料（月額）			
		3歳未満 児	3歳以 上児			3歳未満 児	3歳以 上児		
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0		
第2	第1階層及び第5～第12階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	5,400	3,600	第2	第1階層及び第5～第12階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	5,400	3,600
第3	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ	13,650	11,550	第3	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ	13,650	11,550
第4	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のない世帯	16,570	14,020	第4	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のない世帯	16,570	14,020
第5	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のあり世帯	17,000円未満	24,000	第5	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のあり世帯	17,000円未満	24,000
第6	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のあり世帯	17,000円以上 30,000円未満	27,000 24,300	第6	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のあり世帯	17,000円以上 30,000円未満	27,000 24,300

改正案					現行				
第7	であってその 所得税の額の	30,000円以上 55,000円未満	28,500	25,650	第7	であってその 所得税の額の	30,000円以上 55,000円未満	28,500	25,650
第8	区分が次の区 分に該当する	55,000円以上 80,000円未満	30,000	27,000	第8	区分が次の区 分に該当する	55,000円以上 80,000円未満	30,000	27,000
第9	世帯	80,000円以上 140,000円未満	37,820	28,720	第9	世帯	80,000円以上 140,000円未満	37,820	28,720
第10		140,000円以上 200,000円未満	44,500	30,410	第10		140,000円以上 200,000円未満	44,500	30,410
第11		200,000円以上 510,000円未満	61,000	32,100	第11		200,000円以上 510,000円未満	61,000	32,100
第12		510,000円以上	80,000	33,790	第12		510,000円以上	80,000	33,790
備考									
1 この表の第3階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、第4階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。									
2 この表の第5階層から第12階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。									

改正案

現行

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号
(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄
附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1
項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1
項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、
第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、
第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項
及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並
びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成
10年法律第23号)附則第12条
- 3 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第
4号)及び所得税法等の一部を改正する法律(平成22
年法律第6号)により廃止された年少扶養控除及び特
定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による保育料
に与える影響を可能な限り生じさせないよう、2によ
り計算された税額を調整するものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。